

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
 - 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
 - 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
 - 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
 - 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
 - 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
 - ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共に[ご連絡](#)ください。

[illegible]

- 「事業者集中に制限付条件を付加することについての規定」(草案初稿)が意見を募集する..... 4
- 企業が従業員のインターネット行為を監視・統制することについての簡潔な法的分析..... 4

一、相关新法令、新政策

● 缺陷汽车产品召回管理条例

【发布单位】国务院

【发布文号】国务院令 第 626 号

【发布日期】2012-10-22

【实施日期】2013-01-01

【内容提要】在中国境内生产、销售的汽车和汽车挂车（统称“汽车产品”）的召回及其监督管理，适用该条例。汽车产品的缺陷，是指由于设计、制造、标识等原因导致的在同一批次、型号或者类别的汽车产品中普遍存在的不符合保障人身、财产安全的国家标准、行业标准的情形或者其他危及人身、财产安全的不合理的危险。

该条例要求：

- 对缺陷汽车产品，生产者应当全部召回；生产者未实施召回的，国务院产品质量监督部门应当责令其召回。生产者实施召回，应当以便于公众知晓的方式发布信息，告知车主汽车产品存在的缺陷、避免损害发生的应急处置方法和生产者消除缺陷的措施等事项。车主应当配合生产者实施召回。
- 对实施召回的缺陷汽车产品，生产者应当及时采取修正或者补充标识、修理、更换、退货等措施消除缺陷。生产者应当承担消除缺陷的费用和必要的运送缺陷汽车产品的费用。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/jwqk/2012-10/30/content_2253822.htm

● 关于促进海关特殊监管区域科学发展的指导意见

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2012〕58 号

【发布日期】2012-10-27

【内容提要】该意见提出：

发展目标

- 推进特殊监管区域整合优化；
- 完善政策和功能，促进加工贸易向产业链高端延伸，延长国内增值链条；

一、関連する新法令、新政策

● 欠陥自動車製品リコール管理条例

【発布機関】国務院

【発布番号】国務院令 第 626 号

【発布日】2012-10-22

【施行日】2013-01-01

【概要】中国国内で製造し、販売する自動車および自動車トレーラー（「自動車製品」と総称する）のリコールおよびその監督管理においては、本条例を適用する。自動車製品の欠陥とは、設計、製造、表示などの原因によりもたらされる同一ロット、品番または分類の自動車製品において普遍的に存在する人身、財産の安全を保障する国家基準、産業基準に適合しない状況またはその他の人身、財産の安全を脅かす不合理な危険をいう。本条例では以下の通り求めている。

- 欠陥自動車製品に対して、製造者が全面的にリコールしなければならず、製造者がリコールを実施しなかった場合、国務院製品品質監督部門はその製造者に対しリコールを実施するよう是正する。製造者がリコールを実施する場合、公衆が知得しやすい方法をもって情報を配信し、自動車所有者に対して自動車製品に存在する欠陥、損害の発生を回避するための応急処理方法および製造者が欠陥を取り除く措置などの事項を告知する。自動車所有者は、製造者のリコール実施に協力しなければならない。
- リコールを実施する欠陥自動車製品に対して、製造者は遅滞なく表示の是正または補足、修理、交換、返品などの措置を講じて欠陥を取り除かなければならない。製造者は、欠陥を取り除く費用および欠陥自動車製品を輸送するための必要な費用を負担しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/jwqk/2012-10/30/content_2253822.htm

● 税関特殊監督管理区域の科学的な発展を促進することについての指導的意見

【発布機関】国務院

【発布番号】国発〔2012〕58 号

【発布日】2012-10-27

【概要】本意見によると以下の通りである。

発展の目標

- 特殊監督管理区域の統合の最適化を推進する。
- 政策と機能を整備し、加工貿易の産業チェーンにおけるハイエンド分野への派生を促進し、国内にお

鼓励加工贸易企业向特殊监管区域集中，使其成为引导加工贸易转型升级、承接产业转移、优化产业结构、拉动经济发展的重要载体。
健全管理体系 严格入区项目审核。制定特殊监管区域入区项目指引，引导符合海关特殊监管区域发展目标和政策功能定位的企业入区发展，避免盲目招商。
推进整合优化 - 整合现有类型。在基本不突破原规划面积的前提下，逐步将现有出口加工区、保税物流园区、跨境工业区、保税港区及符合条件的保税区整合为综合保税区。 - 统一新设类型。新设立的特殊监管区域，原则上统一命名为“综合保税区”。
完善政策和功能 拓展业务类型。支持特殊监管区域内企业选择高技术含量、高附加值的项目开展境内外检测维修业务。鼓励在有条件的特殊监管区域开展研发、设计、创立品牌、核心元器件制造、物流等业务，促进特殊监管区域向保税加工、保税物流、保税服务等多元化方向发展。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwgk/2012-11/02/content_2256060.htm

● **关于进一步加强环境保护信息公开工作的通知**

【发布单位】环境保护部办公厅
 【发布文号】环办〔2012〕134号
 【发布日期】2012-10-30
 【内容提要】该通知要求：对涉及群众切身利益的重大项目，要扩大环境信息公示范围，广泛听取社会公众意见。
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgt/201210/t20121031_240771.htm

● **废钢铁加工行业准入公告管理暂行办法**

【发布单位】工业和信息化部
 【发布文号】工信部节〔2012〕493号
 【发布日期】2012-10-29
 【实施日期】2012-11-10
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwgk/2012-10/31/content_2254521.htm

ける付加価値連鎖を広げる。 加工貿易企業が特殊監督管理区域に集中し、加工貿易モデルチェンジグレードアップを牽引し、産業の移転を引き継ぎ、産業構造を最適化し、経済発展を促進する重要な手段とならしめることを奨励する。
管理システムの整備 区域進入事業の審査を厳格にする。特殊監督管理区域への進入事業の手引を制定し、税関特殊監督管理区域の発展目標および政策機能の位置付けに適合する企業が進入して発展するよう誘導し、やみくもに企業誘致することを回避する。
統合の最適化の推進 - 現存する分類を統合する。基本的に原計画の面積を上回らないと言う前提のもと、現存する輸出加工区、保税物流园区、クロスボーダー工業区、保税港区および条件に適合する保税區を総合保税區として統合する。 - 新設時の分類を統一する。新たに設立する特殊監督管理区域は、原則として「総合保税區」と統一して命名する。
政策と機能の整備 業務の分類を拡張する。特殊監督管理区域内の企業が技術的難易度の高く、高付加価値の事業を選択し、国内外の検査補修業務を行うことを支持する。条件付の特殊監督管理区域にて研究開発、設計、ブランド構築、基幹的デバイスの製造、物流などの業務を行い、特殊監督管理区域における保税加工、保税物流、保税サービスなどへの多角的な発展を奨励する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwgk/2012-11/02/content_2256060.htm

● **環境保護情報の公開作業を一層強化することについての通知**

【発布機関】環境保護部弁公庁
 【発布番号】環弁〔2012〕134号
 【発布日】2012-10-30
 【概要】本通知では、民衆の利益に密接に係りのある重大なプロジェクトについては、環境情報公示範囲を拡大し、社会公衆の意見を広く聞き入れなければならないと求めている。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgt/201210/t20121031_240771.htm

● **廃棄鋼鉄加工産業参入許可公告管理暫定弁法**

【発布機関】工業情報化部
 【発布番号】工信部節〔2012〕493号
 【発布日】2012-10-29
 【施行日】2012-11-10
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwgk/2012-10/31/content_2254521.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 《关于经营者集中附加限制性条件的规定》（草案初稿）征求意见

商务部近期起草了《关于经营者集中附加限制性条件的规定》（草案初稿；如需草案全文，可与我们联系），目前正在向各行业协会征求意见。该草案对限制性条件的定性、类型、确定、实施、变更和解除、监督检查、法律责任等进行了规定。根据该草案：

定性
经营者集中附加的限制性条件，是参与集中的经营者为获得商务部的批准而主动作出并经商务部认可的承诺。
限制性条件的类型（可以单独适用、也可合并适用；可以明确履行期限）
▪ 剥离相关资产或业务等结构性条件； ▪ 履行特定义务等行为性条件； ▪ 其他限制性条件。

（里兆律师事务所 2012 年 11 月 02 日整理编写）

● 企业监控员工网上行为¹的简要法律分析

随着自动化办公系统的广泛应用，越来越多的企业关注自身电子系统和信息的安全性，除了加强系统建设外，对员工网上行为的监控也成为一些企业维护系统和信息安全的手段，但是企业的监控行为常常会涉及员工个人隐私，是否具备合法性以及如何依法进行监控，在实践中存在一定争议。本文就此问题进行简要分析。

一、企业监控员工网上行为的简要介绍

¹ 本文中所提到的“网上行为”均特指员工在工作场所利用企业办公设备开展的网上行为。

¹ 本文中言う「インターネット行為」とは、いずれも従業員が勤務場所で企業の事務機器を利用して行うインターネット行為を言う。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 「事業者集中に制限付条件を付加することについての規定」（草案初稿）が意見を募集する

商务部は先頃「事業者集中に制限付条件を付加することについての規定」（草案初稿。草案の全文を必要とする場合は、弊所までご連絡願います）を起草し、現在、各産業協会からの意見を募集している。本草案は、制限付条件の定性、分類、確定、実施、変更および解除、监督检查、法的責任などについて規定を行っている。本草案によると以下の通りである。

定性
事業者集中に附加する制限付条件とは、集中に参加する事業者が商務部の許可を獲得するために、自主的に行い且つ商務部の認可を受けた承諾をいう。
制限付条件の分類（単独で適用することも、併せて適用することもできる。履行期限を明確にすることができる）
▪ 係る資産または事業を剥離するなどの構造的な条件。 ▪ 特定の義務を履行するなどの行為的な条件。 ▪ その他の制限付条件。

（里兆法律事務所が 2012 年 11 月 2 日付で作成）

● 企業が従業員のインターネット行為¹を監視・統制することについての簡潔な法的分析

事務機械化システムが広範に応用されるに伴い、ますます多くの企業が自己の電子システムおよび情報のセキュリティに注目し、システム構築を強化するほか、従業員によるインターネット行為に対する監視・統制も、企業によるシステムおよび情報の安全性を保護する手段となっているが、企業の監視・統制行為が従業員のプライバシーに係ることが多く、適法性を有するかどうか、および如何に監視・統制するかについて、実践においては意見が分かれる。本文では、この問題について簡潔に分析する。

一、企業が従業員のインターネット行為を監視・統制することについて簡潔に紹介する

网上行为	主要监控方式	主要监控目的
访问网站	设定访问权限或查阅员工访问记录	避免系统受侵，工作监督
资源下载	限制下载或查阅资源来源	避免系统受侵
资料传输	限制传输或查阅传输路径	防止商业秘密泄露
即时通信	限制使用即时通信工具或查阅通信记录	防止商业秘密泄露
收发邮件	限制使用私人邮箱或查阅邮件内容	防止商业秘密泄露

二、企业监控员工网上行为的合法性分析

中国法律并没有禁止企业对其员工的网上行为进行监控，在一些特殊的行业领域，相关政府主管部门甚至授权或强制要求企业对员工的网上行为进行监控，如中国银监会《[商业银行信息科技风险管理指引](#)》规定，商业银行、财务公司、融资租赁公司等金融机构为确保计算机操作系统和系统软件的安全，可以对使用者进行一定监控，并设定访问权限；再如，中国证监会《[基金管理公司投资管理人员管理指导意见](#)》（2009年修订）规定，基金管理公司应当建立健全通信管理制度，加强对各类通信工具的管理，MSN、QQ等各类即时通信工具和电子邮件应实施全程监控并留痕，录音、即时通信、电子邮件等资料应当保存五年以上。

对于非特殊行业领域的企业，尽管没有明确的法律依据，但律师认为，企业可为了维护自身权益，在不侵犯员工合法权益的前提下，对员工网上行为进行监控。主要理由如下：

1. 从法理上，民商事法律领域通常最大限度地尊重当事方的“意思自治”，实行“法无禁止皆可为”的原则，因此，企业应可以实施监控；
2. 企业作为办公设备的所有权人以及网络资源的购买者，即资产所有者，在将其拥有的设备和资源提供给员工使用的同时，有权对使用者利用该等设备和网络资源的行为进行监管；
3. 企业与员工之间属于雇佣与被雇佣的关系，企业有权根据《[劳动合同法](#)》等法律规定以及与员工达成的劳动合同对员工履行劳动法律义务的各种行为（包括员工的网上行为）进行管理，员工有义务服从企业的该等管理。

インターネット行為	主な監視・統制方法	主な監視・統制目的
ウェブサイトへのアクセス	アクセス権限の設定または従業員のアクセス記録の確認	システムへの不正侵入阻止、業務の監督
リソースのダウンロード	リソースのダウンロード制限またはリソース源の確認	システムへの不正侵入阻止
ファイルの伝送	伝送の制限または伝送経路の確認	営業秘密の漏洩防止
インスタントメッセージ	インスタントメッセージツールの使用制限または通信記録の確認	営業秘密の漏洩防止
電子メールの送受信	私用メールの利用制限またはメール内容の確認	営業秘密の漏洩防止

二、企業が従業員のインターネット行為を監視・統制することの適法性の分析

中国の法律では、企業が従業員のインターネット行為を監視・統制することを禁止してはならず、一部の特殊な業種分野においては、関係政府主管部门が企業に対し、従業員のインターネット行為を監視・統制するよう授權または強制的に求めてもいる。たとえば、中国銀监会の「[商業銀行情報科技リスク管理手引](#)」では、商業銀行、財務会社、ファイナンスリース会社などの金融機関は、コンピューターシステムおよびシステムソフトウェアの安全を守るため、それらの利用者に特定の監視・統制を行い、且つアクセス権限を設定できる、と定めている。また、中国証监会の「[ファンド管理会社投資管理人員管理指導意見](#)」（2009年改正）では、ファンド管理会社は、健全な通信管理制度を制定し、各種通信ツールの管理を強化し、MSN、QQなどの各種インスタントメッセージおよび電子メールは、全過程を監視・統制し且つ記録を残さなければならず、録音、インスタントメッセージ、電子メールなどの資料は5年以上保管しなければならないと定めている。

特殊でない業種分野の企業に対しては、明確な法的根拠はないが、企業は自己の權益を守り、従業員の適法な權益を侵害しないという前提で、従業員のインターネット行為を監視・統制することができると筆者は考える。主な理由は、以下の通りである。

1. 法理上、民商事法律分野においては、通常、当事者の「意思自治」を最大限に尊重し、「法で禁止していないものはいずれも可能である」という原則を実施するため、企業は監視・統制を実施することができるはずである。
2. 企業は事務機器の所有者およびオンラインリソースの購入者であり、つまりは資産の所有者であり、自己の保有する設備およびリソースを従業員に提供して使用させると同時に、それらの利用者がこれらの施設およびオンラインリソースを利用する行為を監視・監督できる。
3. 企業と従業員とは雇用、被雇用者の関係にあり、企業は、「[労働契約法](#)」などの法律の規定および従業員と締結した労働契約に基づき、従業員の労働法上の義務を履行する各種行為（従業員のインターネット行為を含む）を管理すること

ができ、従業員は企業のこれらの管理に従う義務がある。

三、企业监控员工网上行为的违法情形及法律风险

根据前述分析，企业监控员工网上行为具备其合法性。虽然如此，由于员工网上行为经常牵涉其个人信息（如在浏览网页、网上聊天时留下财务状况、情感生活等信息），企业在实施监控时，特别是监控网上聊天记录时可能会接触到员工的个人隐私，从而产生侵犯员工隐私的法律风险。律师在此结合《[侵权责任法](#)》、《[治安管理处罚法](#)》、《[刑法](#)》等法律规定，就企业监控员工网上行为涉嫌侵犯个人隐私的违法行为表现及法律风险总结如下：

违法行为表现	法律风险	律师提示
以书面、口头等形式宣扬他人的隐私	可能产生民事侵权责任。如停止侵害、消除影响、恢复名誉、赔礼道歉等。	- 民法上并没有将隐私权作为一项独立的权利予以直接保护，实践中，法院通常按照《最高人民法院关于贯彻执行<中华人民共和国民法通则>若干问题的意见（试行）》第一百四十条的规定，以保护名誉权的方式来保护公民隐私权。 - 正常的网上监控行为中，即使（非过错地）获悉了他人的个人隐私，只要没有散布，未造成不利影响，通常并不需要承担民事侵权责任。
偷窥、偷拍、窃听、散布他人隐私	可能产生行政责任。如拘留、罚款。	- 如果员工被事先告知，那么，企业的监控行为就不属于“偷窥、偷拍、窃听”的情形。 - 法律上并没有对涉及行政责任的“隐私”范围作出明确规定，公安部门在认定时会有一定主观性。通常情况下，“隐私”是指能够对公民个人的生活和工作产生重大影响的生活私密，如两性关系、生育能力等。对于一般的个人信息，如年

三、企業が従業員のインターネット行為を監視・統制することの違法な状況および法的リスク

前述の分析から、企業が従業員のインターネット行為を監視・統制することには適法性がある。しかしながら、従業員のインターネット行為は、往々にしてその個人情報（たとえば、ウェブサイトの閲覧、オンラインチャット時に残す財産状況、私生活などの情報）に係ってくるものであり、企業が監視・統制を行う際、とりわけオンラインチャット記録を監視・統制する場合、従業員のプライバシーに係ることによって、従業員のプライバシー侵害という法的リスクが生じる恐れがある。筆者はここで「[不法行為法](#)」、「[治安管理处罚法](#)」、「[刑法](#)」などの法律規定と併せて、企業が従業員のインターネット行為を監視・統制することでのプライバシー侵害という違法行為の表れ方および法的リスクを下表に整理する。

違法行為の表れ方	法的リスク	筆者コメント
書面、口頭などの形式で他人のプライバシーを宣揚する	民事上の不法行為責任が生じる恐れがある。たとえば、侵害の停止、影響の除去、名誉回復、謝罪などである。	- 民法上は、プライバシー権を一つの独立した権利として直接には保護しておらず、実践においては、裁判所は、通常、「『中華人民共和國民法通則』遂行の貫徹に関する最高人民裁判所による若干事項の意見（試行）」第一百四十条の規定に基づき、名誉権を保護するという方法で公民のプライバシー権を保護する。 - 正常なインターネット監視・統制行為においては、たとえ（過失なく）他人のプライバシーを知得したのだとしても、これを吹聴せず、悪影響をもたらさない限り、通常、民事上の不法行為責任を負う必要はない。
他人のプライバシーを覗き見、盗撮し、盗聴し、吹聴する	行政責任が生じる恐れがある。たとえば、勾留、過料などである。	- 従業員が事前に告知を受けていた場合は、企業の監視・統制行為は、「覗き見、盗撮、盗聴」の状況には該当しない。 - 法律上は、行政責任に係る「プライバシー」範囲が明確に定められているわけではなく、公安部門は、認定の際に主観性を有するはずである。通常、「プライバシー」とは、公民の個人の生活と仕事に重大な影響をもたらす私生活における秘密をいい、た

		龄、联系方式、婚姻状况等, 尽管广义上也属于个人隐私, 由于较容易从公开途径获得, 并不在法律所规制的范围内。
国家机关或者金融、电信、交通、教育、医疗等单位的工作人员, 违反国家规定, 将本单位在履行职责或者提供服务过程中获得的公民个人信息, 出售或者非法提供给他人	可能产生刑事责任。如有期徒刑、拘役, 并处或者单处罚金。	- 刑法上对于个人隐私的保护, 集中体现在对从事公共服务领域的工作人员行为的约束, 而对于普通企业及其实施监控的人员均不属于上述“特定主体”, 即使该企业或实施监控的人员将其监控到的员工个人信息出售或非法提供给他人, 也不受刑法的规制(但可能承担前述民事侵权或行政责任)。

		例えば、男女関係、出産能力などである。年齢や、連絡先、婚姻情報などの一般的な個人情報に対しては、広義上はプライバシーに該当するが、公のルートからも入手しやすいため、法律で制限する範囲には該当しない。
国家機関または金融、電信、交通、教育、医療などの機関の従業員が国の規定に違反して、本機関において職責を履行し、または役務を提供する過程で入手した公民の個人情報	刑事責任が生じる恐れがある。たとえば、有期懲役、拘留、罰金の徴収またはその併科。	- 刑法上、プライバシーに対する保護は、公共サービス分野での従業員の行為に対する拘束において集中して表れており、一般の企業およびその監視・統制を実施する人員は、いずれも上記の「特定主体」には該当せず、たとえ当該企業またはその監視・統制に携わる人員がその監視・統制を実施することによって得られた従業員個人の情報を他人に売却しまたは不法に提供したとしても、刑法の規制は受けない(ただし、前述した民事上の不法行為または行政責任を受ける恐れがある)。

四、企业实施监控行为的风险控制措施

基于以上分析, 并结合实务经验, 律师认为, 在中国现行法律制度下, 企业在符合如下条件的情况下对员工的网上行为进行监控, 可以有效降低侵犯个人隐私权的法律风险, 减少纠纷发生的可能性:

序号	条件	律师提示
1	有实施监控的需要	- 企业实施监控行为应具备正当的监控目的, 例如前文所述的“避免系统受侵”、“防止商业秘密泄露”。
2	监控对象限于办公系统和办公设备	- 对于员工自带的非用于办公的设备, 企业通常不能监控(但可对员工自带设备在办公场所的使用设置使用条件和使用范围)。 - 律师建议尽量避免监控员工的私人邮箱(非工作邮箱), 如无法避免, 建议及时删除相关监控信息, 避免监控信息扩散。

四、企業が監視・統制行為を実施することのリスク防御措置

以上の分析に基づき、且つ実務経験と併せて、筆者の認識では、中国の現行の法律制度のもとでは、企業が以下の条件を満たしている状況において、従業員のインターネット行為を監視・統制することで、プライバシー権を侵害するという法的リスクを効果的に引き下げ、紛争が発生する可能性を抑えることができるものとする。

番号	条件	筆者コメント
1	監視・統制を実施する必要がある	- 企業が監視・統制を実施する行為に正当な監視・統制目的がなければならぬ。たとえば、前述の「システムへの不正侵入阻止」、「営業秘密の漏洩防止」などである。
2	監視・統制対象は事務システムおよび事務機器に限定する	- 従業員が持参した業務用でない設備に対しては、企業は通常、監視・統制することはできない(ただし、従業員が持参する設備の業務場所での使用について、使用条件と使用範囲を設置することはできる)。 - 従業員の私用メール(非業務用メール)については、なるべく監視・統制しないほうがよい。どうしても監視・統制しなければならない場合、監視・統制情報を遅滞なく削除し、監視・統制情報が拡散してしまわぬようにするのがよい。

3	事先向员工做出明确、充分的告知	- 告知的内容包括但不限于监控目的、监控对象、监控范围、监控时段和内容等。 - 律师建议企业制定相应的规章制度明示企业办公设备及办公系统只能用于工作, 员工不得将个人信息通过办公系统进行传播, 或者以书面的形式向员工发出告知。
4	员工对实施监控行为没有异议	- 获得员工的同意, 可以减少侵权纠纷。 - 律师建议企业与员工订立书面协议或者由员工签署承诺书, 明确表明员工同意接受企业的监控。 - 对于 3 和 4, 如企业已就网上监控行为依法制定了相关规章制度并予以公布, 则企业不再需要专门通知各员工, 或征求其意见。
5	严格控制监控流程, 防止监控信息扩散或被非法利用	- 企业应严格管理其掌握的监控信息。 - 律师建议企业制订监控制度, 严格对监控信息的管理, 限制监控人员的数量, 并与监控人员订立保密协议, 防止监控信息泄露或被非法利用。

3	事前に従業員に明確且つ充分な告知を行う	- 告知内容には、監視・統制の目的、監視・統制対象、監視・統制範囲、監視・統制を実施する時間帯および内容などを含むがこれらに限定しない。 - 企業の事務機器および事務システムは業務のためにしか使えず、従業員は個人の情報を事務システムを通じて伝送してはならないことを明示した規則制度を制定しておくか、またはその旨を書面にて従業員に告知するのがよい。
4	従業員が監視・統制の実施行為に対して異議がない	- 従業員の同意を得ることで、不法行為の発生を抑制できる。 - 企業は従業員と書面の合意書を締結し、または従業員に誓約書に署名してもらい、従業員が企業の監視・統制を受け入れることに同意したことを明確に表明した形式にしておくのがよい。 - 3と4については、企業が法によりインターネット監視・統制行為について関係する規則制度を制定し、且つこれを公示している場合、企業は別途従業員に個別に通知し、またはその意見を聴取する必要はない。
5	監視・統制ルールを厳格に制御し、監視・統制する情報が拡散または不法に利用されることを防止する	- 企業は、自己の掌握する監視・統制情報を厳格に管理しなければならない。 - 企業は監視・統制制度を制定し、監視・統制情報を厳格に管理し、監視・統制を実施する人員の人数を限定し、且つ監視・統制を実施する人員と秘密保持契約を締結しておくことで、監視・統制情報が漏洩または不法に利用されることを防止するのがよい。

此外, 据了解, 受国务院的委托, 由学者起草的《中华人民共和国个人信息保护法(专家建议稿)》早在 2008 年已呈交国务院, 但由于相关立法涉及的管理部門太多, 執法过于复杂, 该法至今未能出台。鉴于社会强烈的呼声, 律师认为该法的出台只是时间的问题, 该法出台后, 可能会对本文讨论的问题有一定的影响, 建议企业适当予以关注。

(里兆律师事务所 2012 年 11 月 02 日整理编写)

この他、筆者が把握するところでは、国务院の委託を受けて学者が起草した「中華人民共和國個人情報保護法(専門家提案)」は、すでに 2008 年に国务院に提出されたが、係る立法においては関係する管理部門が多すぎ、法執行が複雑であるため、本法は現在に至っても公布が実現されていない。ただし、社会から強い要望があることを考えると、本法の公布は単に時間の問題であり、本法が公布された後は、本文で検討した事項について影響があるはずであるため、企業は適度に関心を払うのがよいであろう。

(里兆法律事務所が 2012 年 11 月 2 日付で作成)